

若者をターゲットとした 悪質な勧誘にご注意ください！ ～甘い言葉に騙されないで！～

注意喚起

昨今、県消費生活センターに友人や同級生、先輩から「化粧品やサプリメントのセットを50万円で購入し、人に紹介すると収入が得られる」「たくさんの契約を取るとその分収入が増える」などといった**マルチ商法（連鎖販売取引）**による相談が多く寄せられています。
特に若者（20代前半）がターゲットとされている事例が多数寄せられていますので、ご注意ください。

◆トラブルを防ぐためのポイント◆

〈ポイント①〉 友人から誘われても、きっぱり断りましょう！

親しい人からの誘いだからと安易に考えたり、簡単に受け入れると断りづらい状況になることがあります。話の内容をしっかりと確認して、**不要なときははっきり断ることが**大切です。

〈ポイント②〉 「必ず儲かる」「簡単に稼げる」という言葉に騙されないで！

「簡単に高収入を得る話がある」「最初は費用がかかるが、すぐに取り戻せる」などと甘い話をして勧誘してきます。**簡単にもうかる、うまい話はありません！！**
なお、断っているのに、しつこく勧誘することは法律で禁止されています。

〈ポイント③〉 「借金して契約」には注意しましょう！

「お金がない」と断っても、サラ金でお金を借りて契約金を支払うように指示される事例が多くあります。**「借金して契約」という話は絶対に断りましょう。**
また、高額な契約などの場合は、必ず家族や周りの人に相談するようにしましょう。

〈ポイント④〉 大切な人間関係が壊れてしまいます

自分が儲かるために、友人などをマルチ商法に勧誘することで人間関係が壊れてしまう恐れがあります。
また、新たな消費者被害が発生します。



特定商取引法上の連鎖販売取引は、**契約後20日間以内なら、クーリング・オフが可能です。**
また、クーリング・オフ期間が過ぎても**中途解約制度もあります。**

**お困りの際は、早めに消費生活センターにご相談ください！
「必ず儲かる」などという「おいしい話」はありません！
契約をする前に冷静に考えましょう！**

トラブル
あったら
すぐ相談

佐賀県消費生活センター

TEL 0952(24)0999

FAX 0952(24)9567

メール：shouhisoudan@pref.saga.lg.jp

9：00～17：00
土日祝日（年末年始
を除く）も受付可。
相談無料です！

消費者ホットライン
TEL 局番なし**188**（いやや!）
お近くの相談窓口につながります